

「第 88 回九都県市首脳会議」及び「令和 7 年九都県市のきらりと光る産業技術表彰」の結果についてお知らせします

本日、横浜市内にて次のとおり「第 88 回九都県市首脳会議」及び「令和 7 年九都県市のきらりと光る産業技術表彰」が開催されましたので、その結果についてお知らせいたします。

1 第 88 回九都県市首脳会議

- (1) 日 程 令和 7 年 10 月 31 日（金）
- (2) 会 場 パシフィコ横浜ノース（横浜市西区みなとみらい 1-1-2）
- (3) 出席者 埼玉県知事 大野 元裕
千葉県副知事 高梨 みちえ
東京都副知事 栗岡 祥一
神奈川県知事 黒岩 祐治
川崎市長 福田 紀彦
千葉市長 神谷 俊一
さいたま市長 清水 勇人
相模原市長 本村 賢太郎
横浜市長 山中 竹春（九都県市首脳会議座長）

※ 九都県市首脳会議における合意事項・決定事項は別添「結果概要」を御覧ください。

2 令和 7 年九都県市のきらりと光る産業技術表彰

- (1) 日 程 令和 7 年 10 月 31 日（金）
- (2) 会 場 パシフィコ横浜ノース（横浜市西区みなとみらい 1-1-2）
- (3) 表彰企業 別紙 11「表彰企業一覧」のとおりに

※川崎市の表彰企業（製品・技術）は株式会社成光工業（セルロースナノファイバー完全均一分散・急速乾燥技術）

（問合せ先）

【第 88 回九都県市首脳会議に関すること】

川崎市総務企画局都市政策部広域行政担当 担当：末^{すえしげ}繁

電話 044-200-0057

【令和 7 年「九都県市のきらりと光る産業技術」表彰に関すること】

川崎市経済労働局経営支援部経営支援課 担当：加藤

電話 044-200-2325

第88回九都県市首脳会議の結果概要

令和7年10月31日
九都県市首脳会議

1 意見交換に係る合意事項等

(1) 座長提案について

ア AIガバナンス構築に向けた対応について

生成AIをはじめとする人工知能技術は人口減少社会において極めて重要な役割を期待され、民間・行政ともに活用が進んでいる一方、AIは誤った情報の出力などといったリスクも指摘されている。AIの活用が健全かつ積極的に推進されるよう、AIガバナンス構築に向けた国の対応について、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙1**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(2) 首脳提案について

ア 人材紹介会社による看護職員等の紹介手数料への対応について

今後、高齢化の進展により医療需要等の更なる増大が見込まれる一方、生産年齢人口は減少に向かう中、医療の安定的な提供のためには、看護職員等の確保が一層重要となる。しかし、人材確保における人材紹介会社への高額な紹介手数料が、診療報酬制度下で、その費用を価格に転嫁できない医療機関の経営を圧迫している。こうした現状を踏まえ、手数料の適正化に向け、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙2**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

イ 公園・緑地及び学校敷地内の樹木並びに街路樹における倒木等への対策について

近年、倒木や落枝等による重大な事故が全国各地で発生し、住民の安全・安心な暮らしを脅かしている。事故等を防止し樹木を適正に管理するためには、定期的な剪定にとどまらず、点検や診断を計画的に実施し、その結果に基づいて必要な対応を進めていくことが不可欠である。そこで、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙3**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

ウ カーボンニュートラルの今後の取組への支援について

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、重要な取組である水素等の利活用やCCSの推進にはインフラ整備等に多額の費用を要するが、国の水素等に係る支援が2030年度より後に開始する事業は対象外であることや、CCSに係る支援が未整備のため、企業が円滑に投資決定できない状況にある。そこで、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙4**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

エ 持続可能な航空燃料（S A F）の利用促進並びに原料となる廃棄物及び廃食用油の活用について

航空分野における脱炭素化の切り札とされるS A Fの導入拡大並びにその原料となる廃棄物及び廃食用油の活用に向けては、既存燃料とS A Fとの価格差に係る財政補填に加え、S A Fの製造に係る方向性を明確に示すとともに、廃食用油の回収に係る積極的な支援が必要である。そこで九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙5**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

オ 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に係る地域の実情に応じた支援について

包括的な支援体制の整備を推進するため、国は重層的支援体制整備事業を開始したが、地域の実情を踏まえた柔軟な制度設計や、大都市の特性を踏まえた財政的支援が求められる。加えて、包括的な支援体制の整備にあたり、基礎資料として孤立死に関する市区町村別等のデータの提供が必要である。そこで、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙6**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

カ 水道施設の老朽化対策及び耐震化の支援の拡充について

水道施設の老朽化対策及び耐震化を加速させるためには、多額の資金が必要であり、防災・安全交付金等の国庫補助の活用は欠かせない。しかし、補助率が低いこと、また、採択基準が厳しいために活用できない事業者も多いことから、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙7**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

キ 「朝の小1の壁」の解消について

小学校入学時における保育所の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により、保護者等が仕事等を変更せざるを得ない「朝の小1の壁」が課題となっている。その解消には、社会全体で「こども・子育てに優しい社会づくり」に取り組んでいくことが不可欠である。そこで、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙8**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

ク 学校部活動の地域展開等の推進に係る支援について

学校部活動は、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きい。が、急激な少子化等により、従前の運営体制では維持が困難になっている。将来にわたり、子供たちが継続的にスポーツ及び文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、学校部活動の地域展開等を推進する必要があることから、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙9**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

2 協議に係る合意事項

(1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙10のとおり、国に対して要求を行うこととした。

3 報告事項

(1) 首都圏問題について

首都圏の再生等に向けて、国の大都市圏制度等に関する動向を注視するとともに、構成員で情報交換を行った。引き続き、国の動向に注視しつつ、必要に応じて、共同の取組を進めることとした。

(2) 廃棄物問題対策について

ア 消費者の資源利用に係る意識向上を図るため、事業者と連携したキャンペーン等の普及啓発活動を行うとともに、食品ロスの現状や課題について広く周知するため、冊子を活用した啓発を行った。今後は、環境イベントによる啓発を行う。

イ 廃棄物の適正処理を促進するための周知啓発事業として、啓発動画を制作した。今後は、環境イベントや公共施設において動画を活用するとともに、ウェブサイトやYouTube等を通じて配信を行い、周知啓発を推進する。

ウ 有用な情報の提供を行うため、ウェブサイトにおける廃棄物の適正処理に係る情報及びQ&Aについて、九都県市間での意見交換を踏まえて更新した。引き続き九都県市間で意見交換を行い、ウェブサイトの内容を充実させる。

エ 各種リサイクル法、プラスチック資源循環法、廃棄物処理法等に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。今後は、検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。

(3) 環境問題対策について

(地球環境の保全について)

ア 省エネ・節電の呼びかけや、再生可能エネルギーの普及啓発及び脱炭素社会実現に向けた国への要望を実施した。今後も、効果的な普及啓発活動を展開することとした。

環境分野における国際協力については、引き続き、九都県市で連携した取組を進めていくこととした。

(大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について)

イ 光化学オキシダント及びPM_{2.5}対策として、その原因物質であるVOCの

排出削減に向けた啓発活動等の取組を実施した。引き続き、広域的に連携した取組を進めていくこととした。また、光化学オキシダント及びPM_{2.5}の低減に向けた原因物質の削減対策について国に要望する。

- ウ 自動車排出ガス対策として、引き続き、ディーゼル車の運行規制に係る取組や低公害車指定制度の運用を行うとともに、エコドライブの普及に係る効果的な取組を検討・実施することとした。また、自動車排出ガス対策について国に要望する。

(東京湾の水質改善について)

- エ 東京湾環境一斉調査の継続・発展により、東京湾再生への関心を醸成するとともに、調査結果を基に富栄養化対策の検討を進めることとした。また、東京湾底質調査の取りまとめ及び公表を行うとともに、底質改善対策の効果の検証等への活用を図ることとした。

(緑の保全、創出施策について)

- オ 各都県市の事業改善や新規実施につなげていくために、引き続き各都県市の調査・情報交換を行うこととした。また、都市の動向や実情を踏まえた財政支援策の拡充等に関する国への要望活動を引き続き行うこととした。

(4) 防災・危機管理対策について

ア 地震防災・危機管理対策について

首都圏における地震防災対策等の充実強化や国民保護の推進に必要な項目について、令和7年7月に国に提案活動を行った。また、災害時帰宅支援ステーションにかかるリーフレット等を配布し、啓発活動を実施したほか、職員育成のため、国民保護に関するセミナーへの参加や防災人材育成の実施に向けた検討を進めた。

首都圏における地震防災対策等の充実強化や国民保護の推進に必要な項目について、引き続き国に提案活動を行っていく。また、災害時帰宅支援ステーションにかかるリーフレット等の配布、職員育成のための国民保護に関するセミナーへの参加及び防災人材育成の実施に向けた検討を進めていく。

イ 合同防災訓練等について

能登半島地震や東日本大震災等の課題、教訓及びこれまで実施した合同防災訓練の成果等を踏まえ、令和7年9月1日及び防災週間等を考慮した適切な日に、「第46回九都県市合同防災訓練」を実施した。

今後は、「第47回九都県市合同防災訓練」及び「第14回九都県市合同防災訓練・図上訓練」の実施に向けて検討を行う。

ウ 新型インフルエンザ等感染症対策について

引き続き、各都県市における新型インフルエンザ等感染症対策に係る実施状況について情報共有等を行う。

(5) 首脳会議で提案された諸問題について

ア アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について

首都圏の高速道路料金については、三環状の整備の進展を踏まえ、平成28年4月から対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行されたところである。本研究会では、これまで首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報共有・意見交換を行ってきた。今後も、引き続き、新たな高速道路料金導入後の動向に注視しつつ、首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、適宜情報共有を図っていく。

イ 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について

国の「追加的対策」は令和7年3月をもって終了したが、各自治体での今後の取組の参考とするため、令和7年4月以降に独自で実施している対策や取組について情報共有を行った。

ウ 中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化について

これまでの検討結果を踏まえ、事業者に対して価格転嫁の円滑化について理解と協力を求める周知啓発活動や各都県市の取組の横展開等を行った。

第88回九都県市首脳会議への報告をもって本検討会を終了するが、引き続き各都県市で取組を進めるとともに、適宜情報共有を行うなど、連携を図っていく。

エ 盛土規制法の規制開始について

盛土規制法の規制を開始した各都県市の運用上の課題、及びその対応を情報共有するとともに、効果的なPR活動の実施について確認した。検討結果を踏まえ、共同してPR活動を実施するとともに、引き続き各都県市の課題及びその対応について共有・研究する。

オ 働く女性の活躍推進について

各都県市における働く女性の活躍を促進するための取組の意見交換を行うとともに、女性活躍の気運を更に上げるため、自治体間連携に向けた検討を行い、取組を実施した。引き続き、各都県市における取組を進めるとともに、九都県市が一体となり気運を更に上げられるよう、連携に向けた検討を行う。

(6) 「九都県市のきらりと光る産業技術」について

別紙11のとおり、本日、第88回九都県市首脳会議に先立ち、首都圏の優れた企業及びその産業技術を首都圏共通の財産として紹介し、表彰した。

4 福島県支援について

東日本大震災から14年半が経過したが、今なお約2万4千人の方々が避難生活を続けているほか、避難地域の復興・再生、廃炉と汚染水・処理水対策、根強い風評や震災の記憶風化といった課題が山積し、復興はいまだ途上である。

これらのことを踏まえ、九都県市が福島県の復興・創生の実現に向けて、今後も連携して支援を続けていくことについて、別紙12のとおり、共同メッセージを発出した。

5 その他

(1) GREEN×EXPO 2027について

横浜市から、GREEN×EXPO 2027の開催500日前後を中心とした集中的なプロモーションの紹介とともに、九都県市での機運醸成に向けて、各公共施設や大規模集客イベント等の様々な場面における、積極的なプロモーションへの協力依頼があった。

(2) 東京2025世界陸上・東京2025デフリンピックについて

東京都から、先日東京で開催された世界陸上が盛況のうちに終了したことの報告と、来月開催されるデフリンピックに向け、引き続き九都県市の協力も得ながら気運醸成に取り組んでいきたいとの発言があった。

(3) 日本版B P S Dケアプログラムについて

東京都から、介護事業所における一貫した認知症ケアをサポートする「日本版B P S Dケアプログラム」に関する取組の紹介及び同プログラムの活用に向けた各介護事業所への周知依頼があった。

(4) 相模原市立博物館プラネタリウムのリニューアル及び企画展「ポケモン天文台」について

相模原市から、市立博物館のプラネタリウムが、10億個の星々と8K全天周映像を同時に体験できる世界初のプラネタリウムとしてリニューアルしたこと、また、同博物館において全国初の「ポケモン天文台」が開催されることについての紹介があった。

(5) 江東×相模原 ミライスケーターCUPについて

相模原市から、11月9日に江東区との共催で、小・中学生を対象としたスケートボードの大会「江東×相模原ミライスケーターCUP」が開催されることについて紹介があった。

(6) 千葉国際芸術祭2025について

千葉市から、国内外のアーティストによるアートプロジェクトを市内各所にて展開している参加型・体験重視型の芸術祭「千葉国際芸術祭2025」について紹介があった。

6 次回は、令和8年春、相模原市主催で開催する。

A I ガバナンス構築に向けた対応について

生成A Iをはじめとする人工知能（以下「A I」という。）技術は、今後さらに急速な進化を遂げることが確実視されており、人口減少が進行する我が国において、行政サービスの維持や地域社会の持続可能性の確保に向けて、極めて重要な役割を果たすことが期待されています。

国においては、令和7年9月、内閣に人工知能戦略本部を設置し、A I政策に係る各行政分野の施策の統一を図りながら、イノベーションの促進とリスク対応を両立できるよう、人工知能基本計画やA I法に基づく適正性確保に関する議論を進めることとしています。

各地方自治体においても、行政内部事務の効率化に向けてA Iを取り入れる動きを活発化させるとともに、A I活用に積極的に取り組む地方自治体では、住民からの問い合わせ対応へのチャットボットや行政手続における申請受付・審査等にも導入するなど、きめ細かなサービスの提供や住民生活に直結する施策の充実にに向けた取組を進めています。

一方で、総務省及び経済産業省が公表した「A I事業者ガイドライン」にも示されているとおり、A Iは、誤った情報の生成（いわゆるハルシネーション）、不適切な内容の出力、判断過程の不透明性など、技術的なリスクを内包しています。加えて、偽情報の拡散、個人情報情報の漏洩、利用者による悪用といった社会的リスクも指摘され、海外においてはディープフェイク技術を用いた詐欺事件や自殺をほう助したとされる深刻な問題も発生しています。

このような状況を踏まえ、A Iの活用が健全かつ積極的に推進されるよう、A I ガバナンス構築に向けた国の対応について、以下のとおり要望します。

1 国の司令塔機能発揮と総合的な施策推進

人工知能戦略本部が、A Iの積極的な活用とリスクへの適切な対応の両立を推進する司令塔としての役割をしっかりと果たし、国際的なA Iガバナンス形成を主導するとともに、地方自治体の意見も取り入れながら、国産も含めたA I関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を統括し、総合的かつ計画的に推進すること。

2 AI事業者への対策

利用者が安心してAIを活用できるよう、AIサービスを提供する事業者に対し、リスク評価及びリスク軽減措置の実施、透明性や公平性、説明責任を求めるなどの対策を講じること。

3 専門人材の育成とAIリテラシー教育の推進

リスクを踏まえたAI活用を推進するため、専門的人材の育成及び国民へのAIリテラシー教育を実施するとともに、AIの特性やAI活用がもたらす効果、リスクも含めた情報を適時・適切に発信・周知するなど、必要な対策を講じること。

4 地方自治体の意見を踏まえた国のガイドライン策定

国のガイドライン策定にあたっては、地方自治体への継続的な意見聴取などにより、AIを安全かつ効果的に住民サービスの提供に活用できるよう、有用なものにすること。

令和7年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

内閣官房長官 木原 稔 様

内閣府特命担当大臣（人工知能戦略） 小野田 紀美 様

総務大臣 林 芳正 様

九都県市首脳会議

座長 横 浜 市 長

埼 玉 県 知 事

千 葉 県 知 事

東 京 都 知 事

神 奈 川 県 知 事

川 崎 市 長

千 葉 市 長

さいたま市長

相 模 原 市 長

山 中 竹 春

大 野 元 裕

熊 谷 俊 人

小 池 百 合 子

黒 岩 祐 治

福 田 紀 彦

神 谷 俊 一

清 水 勇 人

本 村 賢 太 郎

人材紹介会社による看護職員等の紹介手数料への対応について

今後、高齢化の進展に伴い、医療・介護ニーズの更なる増大が見込まれる一方、生産年齢人口は減少に向かう中で、効率的で質の高い医療を安定的に提供するためには、看護師、准看護師、保健師及び助産師等（以下「看護職員等」という。）の確保は一層重要となる。

近年の看護職員等に係る求人・求職活動においては、医療機関の求めに応じて看護職員等を効率的に募集できるだけでなく、求職者に対してもきめ細やかなサービスが無償で提供し、医療機関及び求職者のニーズを満たしている有料職業紹介事業者（以下「人材紹介会社」という。）の台頭が著しい。

一方で、その紹介手数料（以下「手数料」という。）は高額に設定されていることから、公定価格である診療報酬を基本として経営を行い、手数料を価格に転嫁できない医療機関の経営を大きく圧迫している。

手数料については、令和4年度「職業紹介事業報告」に基づく南関東ブロックにおける看護職員等の一人当たり平均手数料は70.2万円であるが、80万円以上となるケースも多い。また、令和5年度の「第24回医療経済実態調査報告」では、医業損益が大幅に悪化する中、手数料は前年度比で1.2倍に増加するなど、医療機関への影響は深刻化し看護職員等の確保を困難なものにしている。

人材紹介会社に対する対応として、国では、職業紹介優良事業者認定制度の創設、職業紹介事業の許可条件の厳格化（求職者への金銭の提供禁止及び2年間の転職勧奨禁止）に加え、令和7年4月1日から手数料率の実績の公開と違約金規約の明示に係る措置を講じているが、法令遵守の徹底と雇用仲介事業の見える化に重きが置かれ、手数料の規制自体に踏み込んだものではないことから、実効性に乏しいといわざるを得ない。

看護職員等の求職・求人活動において、人材紹介会社の利用が恒常化している現状や医療機関の負担を踏まえ、手数料の適正化を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

人材紹介会社への高額な手数料の支払いが医療機関の経営を圧迫している現状等を踏まえ、看護職員等の安定的な確保を図る観点からも、手数料に係る適切な上限設定やその内容を遵守させるための実効性の確保等、必要となる措置を講じること。

令和7年 月 日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 様

九都県市首脳会議

座長	横浜市 長	山中 竹 春
	埼玉県 知事	大野 元 裕
	千葉県 知事	熊谷 俊 人
	東京都 知事	小池 百合子
	神奈川県 知事	黒岩 祐 治
	川崎市 長	福田 紀 彦
	千葉市 長	神谷 俊 一
	さいたま市長	清水 勇 人
	相模原市長	本村 賢 太郎

公園・緑地及び学校敷地内の樹木並びに街路樹における 倒木等への対策について

我が国では、主として高度経済成長期以降に積極的に整備し、又は保全してきた公園・緑地及び学校敷地内の樹木並びに街路樹において、老木化・大径木化が進行している。

これらの樹木は、長年にわたり環境保全や景観の向上、防災機能、さらには学校等における情操教育やシンボルツリーといった多面的な役割を担ってきた。

一方で、令和7年4月に国土交通省から公表された「倒木等による事故に関する全国調査について」において、近年は気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化していることに加え、病虫害の被害も深刻化しており、倒木や落枝等によって地域住民や道路通行者等が重大な事故に巻き込まれる事例が全国各地で発生していることが明らかとなった。これらの事態は、住民の安全・安心な暮らしを脅かしている。

樹木が持つ多面的な機能を引き続き確保しつつ、事故等の防止を目的に適正な管理を行うためには、定期的な剪定にとどまらず、倒木等のリスクを未然に防ぐための点検や、樹木医等の専門家による診断を計画的に実施し、その結果に基づいて必要な対応を進めていくことが不可欠である。

しかしながら、公園・緑地及び学校敷地内の樹木並びに街路樹の管理に関しては、点検・診断・剪定・伐採・更新・病虫害防除について、国において一定の指針等を示しているものの、実務遂行上の技術的支援が必ずしも十分でないため、一定の管理水準を保てない恐れがある。また、こうした取組に係る財政支援制度も十分に整備されておらず、多くの地方公共団体においては、限られた財源の中で対応を迫られており、財政的負担が大きな課題となっている。

については、次のとおり国に対し要望する。

公園・緑地及び学校敷地内の樹木並びに街路樹について、昨今の倒木等による事故の発生を踏まえ、事故の未然防止の考え方に基づく管理計画の策定及び点検・診断・剪定・伐採・更新・病虫害防除について、国として技術的・財政的な支援を拡充すること。

令和7年 月 日

国土交通大臣	金子 恭之 様
総務大臣	林 芳正 様
文部科学大臣	松本 洋平 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	福 神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

カーボンニュートラルの今後の取組への支援について

国は、2020年10月の「2050年カーボンニュートラル」宣言を踏まえて、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%削減に挑戦していくこととして、第6次エネルギー基本計画（以下「6次計画」という。）を2021年10月に閣議決定した。

この目標を達成する方法の一つとして、水素・アンモニア（以下「水素等」という。）の利活用が掲げられ、6次計画では、2030年度におけるエネルギー需給の見通しとして、水素等による発電の電源構成1%を目指すことや、水素等の供給コストや供給量の目標が示された。

また、2021年3月には、国はグリーンイノベーション（以下「GI」という。）基金事業を創設し、企業等に対する技術開発から実証・社会実装まで継続して支援を実施しており、我が国の経済を支える東京湾岸エリアの立地企業においても、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、GI基金事業による支援を活用するなど、社会実装に向けた各種技術開発を進めている。

さらに、2024年5月には水素社会推進法が成立し、2030年度までの水素等の供給に当たり既存燃料との価格差支援や拠点整備支援（以下「価格差支援等」という。）が制度化された。

しかし、本年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画（以下「7次計画」という。）では、低炭素水素等の大規模な供給と利用に向けて、コスト低減と利用拡大を推進するとした上で、国際情勢の変化を受けエネルギー安定供給を確保するための現実的な取組が各国で進められていることも踏まえ、2040年度におけるエネルギー需給の見通しにおいて、電源構成に関する水素等による発電の具体的な目標が記載されなくなった。また、水素等の供給コストについては、6次計画において2030年度の目標（30円/Nm³）が定められ、7次計画でもその目標を維持しているものの、足元の水素価格は目標と比較して大幅に高い水準となっている。

加えて、水素等の活用の前提となる国の支援は、現状の価格差支援等では、2030年度までに供給を開始するプロジェクトのみが対象であり、それ以降に開

始するプロジェクトは現時点において対象とされていない状況である。

水素等の利活用に加え、温室効果ガス削減目標を達成する他の方法として、CO₂を回収して地下に貯留するCCSもあるが、これは脱炭素化が困難な産業において重要であり、国は、CO₂貯留に有望な地域での試掘等への支援を行う先進的CCS事業を、パイプライン又は船舶での輸送を行う案件について選定した。このうち、パイプライン輸送の設備投資等については、支援措置の在り方の方針が本年7月に示されているものの、具体的な支援制度の創設には至っておらず、船舶での輸送については支援措置の在り方の方針も示されていない。

以上のように、カーボンニュートラルの実現に当たり必須である水素等の活用やCCSの事業化のための技術開発は、GI基金事業等により着実に進展しているものの、最終フェーズである「技術の社会実装」に向けては、水素等の調達コストの増大や供給量不足への懸念、インフラ整備等に多額の費用を要すること、水素等の利用に伴うコストの適切な価格転嫁が進まないことなど、事業実施における不確実性から、企業側の投資決定が円滑に行えない事態となっている。

企業に投資を促すための支援は不可欠であり、地域経済のみならず日本経済にとっての要である東京湾岸エリアにおけるコンビナート立地企業の国際競争力の維持とカーボンニュートラルの両立のためには、支援制度を早期に明示し、企業の予見可能性を高め、今後の取組を着実に推進させることが極めて重要である。

については、下記の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 水素等の安定調達について、2030年度より後に開始する事業に対しても、価格差支援及び拠点整備支援と同趣旨の持続的な制度を創設すること。また、価格転嫁や企業価値の向上など、環境価値が適切に社会に受容される施策を一層推進すること。
- 2 CCSの事業化に向け、パイプライン輸送の設備投資等に係る支援制度を創設すること。また、船舶輸送に係る支援についても、同様に方針を明示すること。

- 3 1 及び 2 の制度構築に向けて、企業の予見可能性を高め事業化や投資を促すため、早期にその検討状況等について明示しながら進めること。

令和 7 年●月●日

経済産業大臣 赤澤 亮正 様

九都県市首脳会議

座 長 横 浜 市 長
埼 玉 県 知 事
千 葉 県 知 事
東 京 都 知 事
神 奈 川 県 知 事
川 崎 市 長
千 葉 市 長
さいたま市長
相 模 原 市 長

山 中 竹 春
大 野 元 裕
熊 谷 俊 人
小 池 百 合 子
黒 岩 祐 治
福 田 紀 彦
神 谷 俊 一
清 水 勇 人
本 村 賢 太 郎

持続可能な航空燃料（S A F）の利用促進並びに原料となる 廃棄物及び廃食用油の活用について

国際民間航空機関（I C A O）が航空会社に対し 2024 年以降、2019 年比で二酸化炭素排出量を 85%以下へ抑制することを義務化するなど、航空分野における脱炭素の取組は急務となっている。国においても、2030 年時点の本邦エアラインによる燃料使用量の 10%を S A F に置き換えるという目標を掲げている。

航空分野において脱炭素の切り札と言われている S A F であるが、S A F の販売価格は、既存燃料と比較して高く、とりわけ国産 S A F が海外産 S A F と比較して高価なことが、国産 S A F の供給と利用を阻害する要因となっており、脱炭素化のみならず、国際競争力や市場発展の観点からも重要な課題である。

そのため国は、S A F の導入拡大に向けて、より一層支援を強化する必要がある。

また、持続可能な航空燃料（S A F）の導入促進に向けた官民協議会の資料によると、廃棄物は S A F 製造のポテンシャルが高いことが示されているものの、国内における廃棄物からの商用生産には技術面や資金面での課題がある。

さらに、全国油脂事業協同組合連合会の資料によると、事業用の廃食用油はほとんどが回収され再生利用されているのに対して、家庭用の廃食用油はわずか 4 %程度の回収にとどまっていることから、家庭からの廃食用油の回収を拡大し、S A F の原料として活用することが求められる。

そのため国は、早急に、廃棄物及び廃食用油を原料とする S A F の製造に係る方向性を示すとともに、自治体の実情を踏まえた廃食用油の回収に係る国の積極的な支援が必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 航空分野において、S A F の利用が進むよう、供給事業者に対して、既存燃料と S A F との価格差に係る財政補填を行うこと。
- 2 S A F の原料として、廃棄物及び廃食用油をどの程度活用しているのか、目標や取組の方向性を明確に示すこと。
- 3 家庭からの廃食用油は多くが廃棄されていることから、住民に S

A Fの原料として有用な資源であることを周知の上、回収促進につながる施策を推進すること。

- 4 廃棄物及び廃食用油をS A F原料として活用するために必要な技術的課題の解決並びに安定的なサプライチェーンの構築等に取り組む自治体及び民間事業者等に対して、必要な財政・技術開発等の支援を行うこと。

令和 年 月 日

経済産業大臣	赤澤	亮正	様
資源エネルギー庁長官	村瀬	佳史	様
国土交通大臣	金子	恭之	様
農林水産大臣	鈴木	憲和	様
環境大臣	石原	宏高	様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に係る 地域の実情に応じた支援について

共働き世帯の増加や高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化など社会構造が変化する中、複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制の整備を推進するため、国は、令和3年4月施行の改正社会福祉法に基づき、新たに重層的支援体制整備事業を開始した。当該事業は、市区町村の任意事業との位置づけであり、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮の分野における相談支援及び地域づくりに係る既存事業と、新たな機能である多機関協働、参加支援及びアウトリーチ等を通じた継続的支援に係る事業から構成される。市区町村は、これらの事業を一体的に行うことで、既存事業の補助金が一体化され、更に新たな機能に係る補助が追加された重層的支援体制整備事業交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けることが可能となり、国の資料によれば、令和3年度の42市区町から、令和7年度には473市区町村まで実施自治体が増えている。

こうした中、国は、多機関協働事業について、包括的な支援体制の整備主体である市区町村が、その一部を外部に委託して実施する場合も含めて、自ら責任を持って実施することを原則とし、令和8年度以降の多機関協働事業に係る委託については、実態調査等を踏まえ、委託を行う上で必要となる市区町村の体制や委託が可能な業務の範囲等の例を事業実施要綱で示す予定としている。

現在、外部委託により当該事業を実施している市区町村においては、委託先となる社会福祉協議会等と緊密にコミュニケーションを取りながら、民間の専門性や既存の地域ネットワーク等も有効活用することで相談支援体制を構築するなど効果的な取組を行っている事例もある。

このため、国による制度改正の検討に当たっては、当該事業の円滑な実施に支障を来すことなく、全体として、当該事業の促進という政策の趣旨・目的が阻害されることのないよう、各市区町村や都道府県の意見も丁寧に聴取した上、その実情に即した柔軟な制度設計としていただく必要がある。

次に、多機関協働事業等に係る交付基準額について、国が、令和5年6月に実施した、重層的支援体制整備事業を実施している市区町村に対するアンケート調査結果では、当該交付基準額の人口区分が50万人以上の自治体において、国が想定する人員数を実際の配置人員数が上回る結果であったにもかかわらず、令和7年度の当該交付基準額の見直しにより、各人口規模に応じて一定の減額を行う方針が示された。

その上で、令和7年5月28日に公表された『『地域共生社会の在り方検討会議』中間とりまとめ』（以下「中間とりまとめ」という。）では、体制整備のための人件費補助など、これまでの人口規模のみに応じた財政支援を行うのではなく、機能や実施した取組に応じた財政的支援を行う必要性が示された。

もとより、指定都市のような大都市においては、支援対象となる者が多く、一定規模の体制整備が必要不可欠となるのが実情である。令和7年度の当該交付基準額の見直し方針が示される以前においても、交付金の交付額のみでは十分な人員配置を手当てすることが困難であったところ、今後、機能面や取組面の評価に応じた財政的支援を行うこととなった場合には、このような大都市の特性も踏まえ、多くの支援対象者への支援が適切に考慮されるような支援実績等の評価の仕組みを構築すべきである。

中間とりまとめでは、重層的支援体制整備事業を実施せずに包括的な支援体制を整備している市区町村に対しても、国・都道府県による支援を拡大する必要性が示されたが、その場合においても、上述のとおり、地域の実情を考慮するとともに、人口規模の大きい都市が事業を円滑に実施する上で必要な財源を確保できるような制度設計としていただくことが重要である。

また、内閣府は、「孤独死・孤立死の実態把握に関するワーキンググループ」の取りまとめにおいて、警察庁が公表する「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のデータを孤立死の推計値の基礎とすることが妥当との結論を示したところ、当該データについて、現状では市区町村別の数値は公表されていない。

今後、市区町村において包括的な支援体制の整備を進める上では、地域住民の社会参加等を促すことで、社会的孤立を防ぐことが重要であり、その基礎資料として、市区町村別等の数値から実態を把握することが必要である。

以上を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、各自治体が地域の実情等に応じた包括的な支援体制を整備できるよう、次のとおり要望する。

- 1 重層的支援体制整備事業について、各自治体の実情に応じて活用できる柔軟な制度設計となるよう、各自治体の意見も丁寧に聴取した上で、その実情に即した見直しを行うこと。また、機能面や取組面の評価に応じた財政的支援を行うこととなった場合は、大都市の特性も踏まえた支援実績等の評価の仕組みを構築すること。
- 2 中間とりまとめにおいて示された、重層的支援体制整備事業を実施せずに包括的な支援体制を整備している市区町村に対して、国・都道府県による支援を拡大する場合についても、1の要望内容を踏まえた制度設計を行うこと。
- 3 警察庁が公表する「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のデータについて、警察業務に支障のない範囲内で、市区町村別に年齢階層別、性別、経過日数別等の詳細な人数のデータを各自治体に提供すること。

令和7年 月 日

厚生労働大臣

上 野 賢一郎 様

国家公安委員会委員長

赤 間 二 郎 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

水道施設の老朽化対策及び耐震化の支援の拡充について

多くが高度経済成長期に整備された水道施設は老朽化が進んでおり、令和 5 年度の総務省統計によると、設置後 40 年を経過した管路延長の割合を示す「管路経年化率」は全国で約 25% であり、この割合は今後、更に高まっていくことが予想される。

そのような中、令和 7 年 4 月に京都府京都市で設置後約 66 年を経過した水道管の漏水事故が発生し、国道 1 号の交通規制に至るなど大きな被害が生じた。

また、同年 6 月には、神奈川県鎌倉市においても、設置後約 60 年経過した水道管の漏水事故が発生し、周辺地域約 1 万戸の断水により、住民生活に加え、週末の観光地に大きな影響を与える事態となった。

水道事業者等が水道施設を計画的に更新し、老朽化対策及び耐震化を加速させるためには、多額の資金が必要であり、経営環境が厳しい状況において、防災・安全交付金等の国庫補助の活用は欠かせない。

一方で、当該交付金の年度当初の内示額は、近年、要望額に対して満額は確保されず、補正予算による措置があるものの計画的な施設整備事業に支障をきたしかねない状況となっている。また、老朽化対策及び耐震化を加速させることは、下水道と同様に求められている状況であるが、補助率については下水道に比較し水道の方が低率となっている。

加えて、補助の採択基準についても、事業者が施設整備に支出した費用を料金徴収の対象となる水量で割った「資本単価」に関する要件が厳しいため、補助制度を利用できない事業者も多い。令和 6 年度から新たな採択基準として、耐震化を積極的に進めている事業者に適用される「加速要件」が加わったが、これも活用できる事業者は限定的である。

さらに、業務内容が多岐にわたる水道事業では、幅広い専門的知識や技能を有する職員が求められるが、専門の技術職員は減少傾向にあり、今後、人材不足による施設の維持管理・更新業務等への支障が懸念されている。

こうしたことから、全ての水道事業者等が必要な資金を確保するために、現行の国庫補助制度をより利用しやすい制度にするとともに、安定した事業運営を実現するために、水道事業に携わる技術職員の人材育成・確保のための取組などを図ることが重要である。

については、水道施設の老朽化対策及び耐震化を進めるため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 水道事業者が計画的に老朽化対策及び耐震化を進められるよう、防災・安全交付金等の国庫補助について、年度当初から十分な予算額を確保すること。
- 2 防災・安全交付金等の国庫補助について、水道施設・管路に係る老朽化対策及び耐震化事業の補助率を引き上げること。加えて、資本単価要件をはじめとする採択基準を緩和すること。
- 3 水道事業に携わる技術職員の人材育成・確保を支援するほか、施設の維持管理・更新に関する新技術の開発・導入の推進など水道インフラのメンテナンスの効率性向上に向けた取組を加速すること。

令和7年●月●日

国土交通大臣 金子 恭之 様

九都県市首脳会議

座 長 横 浜 市 長

埼 玉 県 知 事

千 葉 県 知 事

東 京 都 知 事

神 奈 川 県 知 事

川 崎 市 長

千 葉 市 長

さいたま市長

相 模 原 市 長

山 中 竹 春

大 野 元 裕

熊 谷 俊 人

小 池 百 合 子

黒 岩 祐 治

福 田 紀 彦

神 谷 俊 一

清 水 勇 人

本 村 賢 太 郎

「朝の小 1 の壁」の解消について

国は、「こどもまんなか実行計画 2025」において、「困難に直面するこども・若者への支援」「未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進」「『こどもまんなか』の基礎となる環境づくりの更なる推進」について、重点的に取り組むこととし、各種施策を推進している。

その中で、学校における働き方改革の一環として、学校の開門を登校時間の直前とするなど朝の時間帯の教師の業務負担軽減の取組が行われている。一方、こどもの小学校入学に際して、保育所の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により保護者等が仕事等を変更せざるを得ない状況になること、いわゆる「朝の小 1 の壁」が課題となっている。

国が令和 6 年度に実施したこどもの居場所に関する調査においても、学校がある日の朝の主な居場所について「こどもが一人で過ごす時間があり、不安がある」との回答が 3 割弱と一定数を占めている。

「朝の小 1 の壁」の解消に向けて、地域の実情に応じて朝の居場所づくりの対応を始めた地方自治体もあるが、国においては、自治体への実態調査に取り組んでいるものの、現段階での自治体に対する働きかけは、モデル事業への支援、事例紹介等に留まっている。

また、真の「こどもまんなか社会」を実現していくためには、国・自治体のみならず、企業を含む社会全体で「こども・子育てに優しい社会づくり」に取り組んでいくことが不可欠である。企業等においては、これまでも子育てしやすい職場環境への取組が進められているものの、更なる取組の推進が求められており、こどもの小学校入学後も安心して働き続けられる環境が整えられることは、保護者自身のキャリア形成はもとより、企業における人材確保にも資するものと考ええる。

こうしたことから、「朝の小 1 の壁」の解消に向けて、次のとおり要望する。

- 1 国として、「朝の小 1 の壁」については、社会全体で取り組むべき課題であることを明確に打ち出すとともに、多様でより柔軟な働き方が可能となるよう、企業の働き方改革が一層促進されるための取組を推進すること。
- 2 地域の実情を踏まえ、「朝の小 1 の壁」の解消に向けた事業を地方自治体が実施していく場合には、各自治体が安定的に事業を実施できるよう、十分な財政措置を行うこと。

令和 7 年 月 日

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策）

	黄川田 仁 志 様
文部科学大臣	松 本 洋 平 様
厚生労働大臣	上 野 賢一郎 様
財務大臣	片 山 さつき 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一

さいたま市長	清 水 勇 人
相模原市長	本 村 賢太郎

学校部活動の地域展開等の推進に係る支援について

学校部活動は、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいですが、急激な少子化の進展に加え、学校における働き方改革の観点から、従前の運営体制では維持が困難になっている。

国においては、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への転換を推進することとし、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」により令和7年5月に提出された「最終とりまとめ」では、令和8年度から13年度を「改革実行期間」として、この期間内に、休日については、原則、全ての学校部活動を地域クラブ活動に転換することを目指し、平日については、地域の実情等に応じた取組を進めることとされた。これまで各自治体においては、国の支援を活用しながら、学校部活動の地域展開等に取り組んできたが、地域の有する人的資源や財源等に限りがある中、国からの財政支援が継続的に得られるかが不透明であり、更に国の有識者会議において検討されている地域クラブ活動に関する認定制度等への対応が生じることに加え、教員が運営の大部分を担っている大会の見直しなど、自治体単独では対処が困難な諸課題が、地域展開等を進める上での障壁となっている。国において、地域展開等により目指す子供たちの活動機会のあり方と、そこに至るまでの改革実行期間における進め方について、諸課題への対応や、国からの財政支援のあり方も含め、現実的で持続可能な内容にて早期に示すことが必要である。

地域クラブ活動への転換については、多様で質の高い指導者を確保し、持続可能な運営体制を構築する必要がある一方で、担い手となる人材や団体等には限りがあり、今後、地域展開等の全国的な進展に伴い、担い手不足に起因して、指導者報酬を含めた運用経費が高騰し、自治体の負担が過大となることが懸念される。国において、実証事業後の新たな支援制度を創設するにあたっては、各自治体において持続可能な運営体制が構築できるよう、十分な財政措置を行うことが望まれる。

また、とりわけ多くの学校数及び生徒数を抱える首都圏では、地域展開等の推進に際し、担い手となる人材について、各地域で継続的な掘り起こしをすることが欠かせず、地域クラブの指導者や部活動指導員という特

殊な勤務形態に鑑み、民間事業者等の一層の協力を得る必要がある。そのため、従業員の柔軟な働き方や副業制度の整備等を行う民間事業者等への税控除制度の創設など、実効性のある支援に取り組むことが必要である。

更に、部活動指導員については、地域クラブ活動への転換がされるまでの当面の手法とされているが、地域によっては、運営団体・実施主体の確保が難しい等の理由から、部活動指導員の配置が実情に合った手法として選択されている状況も踏まえ、補助制度の拡充が望まれる。現行の制度においては、同一の学校における同一の部活動への配置は補助対象期間が最長5年であることに加え、報酬における1時間当たりの補助単価が全国一律で1,600円が上限とされており、研修受講時間に関する費用や、民間事業者等の第三者へ委託した際の費用は補助対象外である等、部活動指導員の量の確保と質の向上に対する支援としては十分ではない。

将来にわたり、子供たちが継続的にスポーツ及び文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、学校部活動の地域展開等を推進すべく、次の事項を国へ要望する。

- 1 学校部活動の地域展開等により国が目指す子供たちの活動機会のあり方と、そこに至るまでの改革実行期間における進め方について、現実的で持続可能なものとなるよう検討し、早期に詳細かつ明確に示すこと。その際、解決が必要な諸課題への対応や、国による支援体制についても、同様に明示すること。
- 2 地域クラブ活動への転換について、今後全国的な進展に伴い、担い手不足等により、運用経費が高騰し、自治体の負担が過大になると懸念されることから、安定的・継続的に取組が進められるよう、十分な財政措置を行うこと。
- 3 学校部活動の地域展開等の担い手となる人材の確保につながるよう、従業員の柔軟な働き方や副業制度の整備等を行う協力民間事業者等へのインセンティブ制度の創設等、実効性のある支援策に取り組むこと。

- 4 部活動指導員の配置について、補助単価の引上げ、補助対象期間の拡大、民間事業者への委託費を補助対象経費に含める等、財政支援を拡充すること。

令和7年 月 日

文 部 科 学 大 臣 松 本 洋 平 様

九都県市首脳会議

座 長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるもので、地方創生においても極めて重要なテーマである。本年6月に「地方創生2.0基本構想」が閣議決定されたが、「強く」、「豊か」で、「新しい・楽しい」地方の実現に向けて、地方分権改革を地方創生と共に推進することが必要である。

一方で、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しは不十分なままであり、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていない。真の分権型社会は、いまだ実現しておらず、改めて原点に立ち返り、抜本的な地方分権改革を推進することが必要である。

さらに、近年激甚化する災害への対応や物価高対策をはじめ、深刻さを増す少子化への対応や持続可能な社会保障制度の構築など我が国の諸課題の解決、行政のデジタル化、脱炭素社会への移行、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の更なる推進など、複雑化・広範化する諸課題への迅速な対応のためには、国と地方は適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。

地方は、こうした諸課題の解決等にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、また、国は地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

I 真の分権型社会の実現

（1）更なる権限移譲の推進

高齢化・人口減少が急速に進む中で、地域における住民サービスを維持していくためには、地方行政の生産性を向上させることが必須であることから、行政運営の効率化を阻害するような過度の規制などを徹底的に解消すること。

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、真の分権型社会の実現には程遠く、いまだ不十分であることから、地方分権改革の原点に改めて立ち返り、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、地方自治体の意見を踏まえた上で権限移譲を更に進めること。

権限移譲の推進に当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本としつつも、地方自治体の規模や能力は多様であり、

直面する課題も異なることから、「手挙げ方式」など、個々の地方自治体の発意に応じた権限移譲について積極的に取り組むこと。

また、事務・権限の移譲と併せて、必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、関係する地方自治体と十分に協議し確実に財源措置等を講じた上での移譲に優先的に取り組むこと。

(2) 更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させている。地方の自由度を高めるため、今後は、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

また、計画等の策定に関しては、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」に沿って制度の検討、見直しを進めていくこと。

その上で、内閣提出法案のみならずナビゲーション・ガイドの対象となっていない議員立法も含め、計画等の策定を新たに求める法令の規定を設けることや、通知を発出すること、また計画等の策定を国庫補助金等の交付の要件とすることは原則として行わないこと。

その上で、真にやむを得ず、地方に計画等の策定を求める場合は、意思決定の表現の形式は地方に委ねることを原則とし、内容が重複する計画を統廃合するなどの見直しを行い、地方の計画策定の最適化や負担の適正化に資するよう取り組むこと。

さらに、既存の計画策定等に関しても、自ら積極的に見直しを行うこと。

内閣府の調査結果では、ナビゲーション・ガイドに基づいてこれまでに見直しが実施された計画は約9割とされているが、実態としては、策定に関する規定の見直しにまで踏み込んでいるものは僅かであるため、既存の計画策定等についても更なる見直しを行うこと。

なお、既存の計画策定等の見直しを行う場合において、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関しては、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

(3) 「提案募集方式」に基づく改革の推進

住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点を重視し、地方からの提案を最大限実現す

る方向で取り組むこと。

また、提案の検討に当たっては、支障事例の有無にかかわらず、課題発生
の未然防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視し、地方がより活用し
やすいものとなるよう、継続的に制度の見直しを図っていくこと。

さらに、これまで内閣府において「実現・対応」としてきた提案の中には
提案内容どおりの対応になっていないものや引き続き検討するとされたもの
も多く含まれていることから、提案主体の提案内容を最大限に尊重してその
実現に取り組むとともに、提案内容を実現できなかった場合は提案主体の納
得が得られるよう国が説明責任を果たすこと。

加えて、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかった提
案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積
極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を地方が活用
しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとした提案について
は、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、一括法等により措置
される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速
やかに政省令の整備を行うこと。

こうした対応にとどまらず、提案募集方式の実施から 10 年が経過し、地方
を取り巻く社会・経済の状況が変化している中で、今後の地方分権改革を一
層推進する観点から、地方がより活用しやすい制度となるよう、提案の趣旨
に応じて税財源に関することも提案対象とするなど、地方の意見を踏まえ、
制度の見直しを行うこと。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏ま
え、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる地方分権改革の推進
に主体的に取り組むこと。

（４）地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運
営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとな
っていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見
を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

なお、国の地方自治体に対する補充的な指示については、地方の自主性・
自立性を尊重し、地域の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方
自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、事前に地方自治体と十
分な調整を行い、目的を達成するために必要最小限のものとするなど、衆・
参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。

（５）国の政策決定への地方の参画

国と地方は対等・協力の関係にあるとの認識のもと、地方の意見を確実に
政策に反映させること。そのため、「国と地方の協議の場」においては、分

科会の設置も含め、企画・立案の段階から積極的に地方と協議するなど、実効性ある運営を行うこと。また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

国が地方自治に影響を及ぼす施策を企画・立案するときは、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨や「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」も踏まえ、地方が事前の検討期間を十分確保できるよう速やかに情報提供するとともに、地方の意見を反映することができるよう適切な対応を行うこと。

なお、議員立法等による計画策定の努力義務等が多くを占めている状況を踏まえ、立法プロセスに地方が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを構築すること。

Ⅱ 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

（１）地方税財源の充実・確保

現状では、地方と国の歳出比率が６対４であるのに対し、税源配分は４対６であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

（２）社会保障分野における地方税財源の確保

消費税及び地方消費税は、その約４割が地方の財源となっており、年金、高齢者医療、介護、子育てといった諸施策を支える極めて重要な財源となっている。

少子高齢化が進行する中であって、将来世代に負担を残すことなく恒久的な財源を確保することが重要であり、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

政府においては、全世代型社会保障の構築に向けて取り組んでいるところであるが、制度設計に当たっては、施策の推進において重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえるとともに、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

（３）子ども関連施策に係る財政措置

子ども・子育て支援施策は、全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う事業が組み合わさることで、効果的なものとなる。

子どもに対する医療費助成制度の創設や学校給食費の無償化、高等学校及び高等教育の授業料の無償化など、全国一律で行うべき施策については、居住

地や保護者等の所得によって差が生じないように、地方に負担を強いることなく、国の責任と財源において実施すること。

とりわけ、授業料の無償化に当たっては、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。

また、無償化により公立高校への進学者が減少すると、多大な財政負担を強いられる恐れがある。地域における高校教育の維持向上を図るため、学校施設整備や教員給与への国による財政支援を含め、公立高校への支援の抜本的な拡充を図ること。

あわせて、地方が地域の実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供などについても、地方の創意工夫が生かせるよう、国の責任において、必要な財源措置を講じること。

（４）物価高及び人件費の増加に係る財政措置

物価高は全国的な課題であるため、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガスなどエネルギー価格等の安定に向けて、地方自治体間で対策の内容に格差が生じないように、国の責任において全国一律の対策を直接講じること。あわせて、中長期的なコスト削減や収益構造の改善に寄与し、将来にわたり効果が持続する支援を行うこと。

また、物価高により地方の経費全般が増加していることを踏まえて、必要となる経費について適切に地方財政計画に反映させるほか、地方交付税や国庫補助金等の算定においても物価高の影響を適切に反映させるとともに、不交付団体も含めたすべての自治体に対し、財政力に応じた補正を行うことなく、適切かつ十分な財政措置を講じること。

さらに、国が定める公定価格により経営している社会福祉施設や医療機関においては、物価高により今なお厳しい経営を強いられているため、臨時的な公定価格の早急な改定など、全国一律の対応を講じるとともに、公定価格の設定について、今後の物価高に適切に対応できる仕組みを導入すること。

また、人件費の増加への影響に伴う財源については令和７年度の地方財政対策において７年度の給与改善費が財政措置されているものの、民間給与の上昇等を踏まえた増加が引き続き見込まれていること、人事院勧告において比較対象の企業規模の引上げが行われたことを踏まえ、会計年度任用職員も合わせた必要な人件費財源を国の責任において確実に確保すること。

加えて、教職調整額について、令和８年１月から引き上げられることが決定したが、これらの見直しが行われる場合の地方の負担増に留意し、不交付団体も含めた全ての自治体に対し、必要な財政措置を行うこと。

（５）防災・減災に係る財政措置等

高度経済成長期の昭和４０年代から集中的に整備された道路、上下水道など

のインフラが一斉に老朽化による更新時期を迎えている中で、平時においても住民生活や生命にも関わる深刻な影響を及ぼす事故が発生しており、今後、全国のどこでも起こりうるとされている。

また、今後、大規模な地震や風水害、火山噴火なども、いつ起きてもおかしくはなく、首都圏等においてもインフラ等に甚大な被害が発生することが想定されている。

地方自治体が地域の実情に応じて計画的に防災対策を推進していくために必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、補助事業を拡充すること。

特に、下水道施設については、緊急時に給水の停止が見込める水道施設と異なる上、流域下水道では大規模管渠の更新も図られた実績がなく、流量の大きい大口径管に対応した工法も確立していないなどの課題がある。そのため、大規模・広域的な下水道システムの改築更新・再構築の工法の確立に向けて、国として主体的に取り組むこと。また、人件費や資機材の高騰も踏まえ部分的な管路の修繕を新たに国の交付対象とするとともに、処理場、ポンプ場の改築更新について交付の重点化・個別化をし、財政措置の拡充を図ること。さらに、令和9年度以降はウォーターPPPを導入決定していなければ、污水管の改築に対して交付金が充てられないこととなっているが、污水管の維持管理・改築更新の負担や大規模污水管の更新手法等について明確な方針が確立するまで、この条件の適用を見送ること。

また、水道施設の老朽化対策について、漏水の発生、浄水処理の停止等による市民生活への影響を防ぐため、管路更新に係る補助事業の要件を緩和するとともに、浄水場及び配水場の施設更新に係る補助事業を創設すること。

（６）地方交付税措置のある地方債の期間延長等

緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、防災・減災・国土強靱化推進事業債、公共施設等適正管理推進事業債及び脱炭素化推進事業債については、令和7年度から8年度にかけて制度終了の期限とされている。

激甚化する風水害や地震に対する防災・減災対策、公共施設の長寿命化・集約化、脱炭素化など、各地方自治体が直面する多様な課題に対応し、将来世代にわたる必要な投資と地方財政の健全な運営を両立していくための有効な財源として、これらの地方債について、期間延長の措置を講じること。また、長寿命化事業など、中長期的に取り組むべき事業については、あわせて制度の恒久化について検討すること。

（７）課税自主権の拡大

地方自治体は、必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定

に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

（８）自動車関係諸税の課税のあり方の見直しにおける地方税財源の確保

燃料課税の暫定税率を含む自動車関係諸税の見直しに当たっては、自動車関係諸税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な財源となってきた経緯や、脱炭素化や保有から利用への形態移行により減収が見込まれること、今後の道路等の維持管理・更新及び防災・減災の推進並びに次世代自動車の普及による新たな行政需要への対応に多額の財源が必要となることなどを踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう税財源を確実に確保すること。

特に、自動車税については、種別割における「財産税的性格」と「道路損傷負担金的性格」も踏まえ、税負担の公平性を確保するとともに、同税の税収は地方にとって極めて重要なものであることから、中長期的にも税収が安定的に確保できるようにすること。

（９）固定資産税の安定的確保

固定資産税は都及び市町村の行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるため、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、国の経済対策に用いるべきではない。厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。

中小事業者等の生産性の向上や賃上げ促進のための特例のような経済対策に対する時限的な軽減措置は、期限の到来をもって確実に終了すべきであり、制度の安易な延長は行わないこと。

土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置については、税負担の公平性及び負担調整措置の簡素化等の観点から、商業地等の据置措置の早期見直しを図ること。

家屋に係る固定資産税の新築住宅減額については、空き家の増加や脱炭素社会への移行等を踏まえ、対象を環境性能が優れた住宅に重点化するなど、既存の特例措置の整理・縮小を行うこと。

償却資産に係る固定資産税については、国の経済対策などの観点から廃止等を行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

(10) 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたっており、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、地方自治体が行う温暖化対策の更なる拡充が必要となる。

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の予算規模の拡充・運用改善や「脱炭素化推進事業債」の対象事業の拡充・事業期間延長、カーボンプライシングの地方税財源化など、必要な財源措置を講じること。

また、森林環境税については、森林環境譲与税が一層有効活用されるような方策を検討し、その活用については、木材利用の拡大や森林環境教育等の都市部に存在する需要にも配慮すること。

(11) 個人所得課税の充実確保

所得税及び個人住民税における各種控除等の見直しにより、地方に減収が生じる場合は、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないように、地方交付税も含め国の責任において適切に補填し、地方一般財源を確保すること。

このうち、特に個人住民税については、地域社会の費用の負担を住民がその能力に応じて広く分かち合うといった基本的な性格や、地方の財政に与える影響等に十分配慮した上で、実務上整理すべき課題も含め、地方自治体の意見も踏まえながら丁寧な議論を行うべきである。

また、各種控除等の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化し、社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して様々な影響が生じることに配慮し、各種制度等の周知期間を十分確保するとともに適切に地方財政措置を講じること。

(12) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策、廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場所在の都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

(13) ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、今後も寄附金を集めるための返礼品競争が続くことが見込まれる。また、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として節税効果が生ずることや、都市部の地方自治体において税収減が大きく、財政に影響が生ずることなどの課題が依然として残っている。

このため、特例控除額に定額の上限設定や、寄附額に占める返礼品や募集経

費の上限割合引下げ等により、寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献するという本来の趣旨に沿った制度となるよう更なる見直しを行うこと。

なお、見直しを行う場合は地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

加えて、ふるさと納税ワンストップ特例制度については、所得税控除分相当額を個人住民税から控除しているという仕組みを速やかに見直しとともに、見直しまでの間、同制度を適用した場合に、個人住民税から控除している所得税控除分相当額については、地方特例交付金により全額を補填すること。

(14) 個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直し

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列举する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

(15) 地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の推進

税務手続のデジタル化・キャッシュレス化を推進するため、標準化に準拠した税務システムへの移行が円滑かつ安全に実現できるよう、「地方公共団体システム標準化基本方針」において示されているとおり、一部の機能については移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることや令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステムへの積極的な支援を行うとともに、多様な地方自治体の実情を踏まえ、その意見に基づいた確実な移行経費の支援及び運用経費削減の対策を行うこと。

また、マイナポータルや地方税共通納税システムの活用などに関して対応策を引き続き検討するとともに eTAX を通じた税務手続、キャッシュレス納付の利用拡大に努めること。

加えて、自動車税のワンストップサービスについて、新車新規登録以外の利用率が低いことから、その原因を分析し対策を講じるとともに、システム改修等による操作性の向上や分かりやすいマニュアル等の整備、積極的な広報の実施により、一層の利用促進を図ること。また、令和5年1月に新規稼働した軽自動車税のワンストップサービスについても、利用率の伸び悩みが見られることから、原因の分析及び対策の実施を図ること。

(16) 地方たばこ税制度の堅持

地方たばこ税は地方自治体にとって貴重な財源であることから、地方財政に影響を与えないよう、一般財源である現行制度を堅持すること。

(17) 地方法人課税の拡充強化

令和元年10月の消費税率10%への引上げ時において、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を理由に、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として特別法人事業税・特別法人事業譲与税が創設された。

地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行している。

地方間の財政力格差については、本来、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で、国の責任において是正されるべきである。その際は、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。

地方自らが地域の課題解決に率先して取り組み、各々の個性や強みを発揮しうる自立的な行財政運営を行っていくためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、国は日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。また、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

(18) 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら、減資や組織再編の動向への対応も含めて、引き続き検討すること。なお、適用対象法人の基準は、法人による操作可能性が小さいものとするとともに、課税実務上、確認が容易で納税者及び課税庁にとって執行面で過度な負担とならないものとする。

(19) 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をより的確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

(20) 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給事業者及びガス供給事業者は多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

(21) 国際課税制度の見直しに係る税収の地方への帰属

経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにおける、市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）については、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方に課税権が認められる部分を含め検討すること。

その際、応益原則等を踏まえ、不交付団体を含む全ての地方自治体に税収の一定割合を帰属させるとともに、納税者の事務負担等にも配慮し、国が一括徴収する仕組みとするなど、適切な制度構築を図ること。

(22) 地方交付税の総額確保及び臨時財政対策債制度の廃止

地方交付税については、地方が住民サービスを安定的に供給するため、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず、社会保障関係費や人件費の増加、物価上昇による影響をはじめとした地方における行財政需要の増加や税収の動向を的確に把握した上で地方財政計画に計上するとともに、法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、引き続き、地方の安定的な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税収減といった不測の事態への対応など財政運営の年度間調整などのために積立てを行っているものであり、地方財政に余裕が生じているものではない。

地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことから、地方の基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

また、臨時財政対策債は、令和7年度の地方財政計画では、制度創設以来、新規発行額が初めてゼロとなったが、年収の壁見直しによる税収減・歳出増の影響や、社会経済情勢の変化に伴う財政需要の増加等、今後も地方財源の不足が生じることが想定される。

地方の財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行によることなく、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、令和8年度以降延長することなく、その制度を廃止すること。

加えて、過去に借り入れた臨時財政対策債の元利償還金については、償還財源を確実に別枠として確保すること。

(23) 国庫支出金の改革

国において国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を行うまでの間、国庫支出金については、首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

その際、財政力指数に基づく国庫支出金の補助率の変更は行わないこととし、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、地方の自由度の高い制度となるよう見直すこと。

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

(24) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直し、地方が行うべき事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

Ⅲ 道州制、広域連携の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、広域連携の新たな枠組みの検討に当たっては、九都県市首脳会議をはじめとした既存の広域連携の機能や取組について分析し、関係する地方自治体等に対し、十分な意見聴取や協議を行った上で、必要性について、慎重に議論を行うこと。

Ⅳ 持続可能な地方行政のあり方に関する議論に当たって

人口減少下において、自治体の行財政のあり方を持続可能なものにしていくため、国・都道府県・市町村の役割分担の見直しが検討されている。

こうした検討に際しては、地方分権や市町村優先の原則という考え方を基

本としつつ、急速な人口減少・少子高齢化による人材不足が深刻化する中、国・都道府県・市町村が持続可能な形で行政サービスを提供していくことができるよう、地域における取組や都道府県及び指定都市の実情を十分に踏まえた上で、国と地方との間で、各行政分野における必要な制度の見直し等も含めた議論を行っていくこと。

V 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、徹底した行財政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、これらの取組が不十分であると言わざるを得ない。

国は、行財政改革による財政健全化に取り組むとともに、臨時財政対策債や地方税の国税化といった国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行い、速やかに臨時財政対策債制度を廃止した上で、国において交付税総額の確保を図るとともに、地方の税財源の拡充に取り組むこと。

令和7年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

九都県市首脳会議

座長	横 浜 市 長	山 中 竹 春
	埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
	千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	神 谷 俊 一
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

「令和7年 九都県市のきらりと光る産業技術」表彰企業一覧

	製品・技術の名称 企 業 名	製品・技術の概要
埼玉県	ファイブジー・キョウソウ 5Gの急速な普及に対応するための プローブカード加工技術の高度化	5Gの急速な普及に伴い、半導体検査部品のプローブカードに使用されるガイドプレートの穴あけ加工はさらなる高密度化・高精度化が求められている。これまで難しかった要求仕様（位置決め精度±2μm以下）を下記方策によって達成することができた。 ・加工テーブル：ボールねじリニアモータ駆動 ・温調ユニット：温度データのフィードバック制御 5Gの普及における技術的課題を先取りして加工機仕様に反映することで差別化された加工技術を構築できた。
	レーザージョブ株式会社	
千葉県	ニエキンゴウカセツチャージ 二液混合型接着剤の 微量精密吐出装置「ID-200R」	二液混合型接着剤の主剤と硬化剤を正確な比率で混合するとともに、微量の接着剤を高精度かつ安定的に吐出することができる装置。 当社が開発したマイクロギヤポンプとミキサーカートリッジ（混合部）を用いることで、最小0.5mgという微量を再現性高く吐出することができ、さらに、速硬化樹脂でも長時間にわたって安定的に吐出することが可能である。 また、ID-200Rはモニタリング、吐出量等を常時監視し、生産工程における装置不具合による不良品の発生等のトラブルを防止することができ、自動車や医療機器、電子機器等のものづくり現場において活用されている。
	株式会社日本省力技術研究所	
東京都	マイシグナル・スキャン	マイシグナル・スキャンは、尿中マイクロRNA（miRNA）を利用した「がん早期発見検査」である。この検査は、尿サンプルから特定miRNAを検出し、その発現パターンを解析することにより、複数のがん種を早期に検出することを目的としている。
	Craif株式会社	特徴①高精度：がんの初期段階でも感度や特異度が高く、高精度に判定可能。 ②多がん種対応：一度の検査で最大10種のがんを検査可能。 ③非侵襲的：尿をサンプルとするため体への負担が少ない。 ④最先端のAI技術を活用：大規模な尿データとAIを組み合わせ高精度に判定。
神奈川県	低反射アルマイト「TOEI X-Black」	本技術は発塵がなく、高耐久・高精度・環境負荷が低い革新的な低反射材である。従来のモスアイ構造などを用いた低反射技術は、脆弱で粉塵を発生しやすく、形状制限や高コスト、環境負荷の高い物質を使用するなど多くの課題があった。これに対し、本技術ではアルミニウムの陽極酸化皮膜内部に光吸収物質を封入することで、紫外～可視～赤外の広波長域にわたって効果的な光吸収を実現。医療機器や宇宙機器、赤外線センサ、分析・測定機器など多様な分野への応用が期待され、産業の高度化と安全性・信頼性向上に大きく貢献する技術である。
	東栄電化工業株式会社	
横浜市	BoTトーク (シリーズ第5世代 あんしんディスプレイ搭載モデル)	スマート子ども見守りGPS「BoTトーク」は、親子間で音声メッセージを送受信できるほか、保護者は専用アプリで子どもの現在地や移動履歴を確認できる。GPSに加え、独自技術によりサーバー上で位置を特定・補正し、高精度な測位を実現。AIが子どもの行動範囲を自動学習し、普段行かない場所に行くことで自動で通知。発売以来、保護者や学校関係者から高い支持を受け、5年連続で国内トップシェア、特許も20件以上取得している。第5世代では、ディスプレイを搭載し、メッセージの送信者等の確認が可能となった。
	ピーサイズ株式会社	
川崎市	セルロースナノファイバー 完全均一分散・急速乾燥技術	植物を原料とするセルロースナノファイバー（CNF）は、“軽くて強い”（鋼鉄の1/5の軽さで5倍の強度）“線膨張率が低い”などの特徴を活かす様々な分野への研究が行われている素材。㈱成光工業ではCNFの社会実装を進めるうえでハードルとなっている、①生産コスト②分散性③耐熱性の3つの課題を解決。 ① 生産コスト・・・粉末加工速度：従来の60倍～100倍＊社内パイロットライン比較 ② 分散性・・・水に戻せる、t＝30μmのフィルム化 ③ 耐熱性・・・ナイロンにも混練可 これらの技術を活かして機能性新素材の開発に貢献している。
	株式会社成光工業	
千葉県	超狭小空間点検ドローン「IBIS 2」	インフラ設備やプラントなどの人が立ち入ることが難しいとされる狭小空間の点検に特化した業界最小クラス（直径20cm・重量243g）の国産ドローン。 人の代わりに、天井裏や床下、ボイラーなど「狭く、暗く、危険な」エリアの点検を行うことができ、現場の安全対策・省力化に大きく寄与する。 高感度カメラを搭載し、撮影した画像データを用いたインフラ点検や維持管理ソリューションの提供を行うことができる。 二次災害のリスクが高く、救助隊員が立ち入ることのできない災害現場でも捜索活動を行うことができる。
	株式会社Liberaware	
さいたま市	社会課題を解決する 通信用インターフェースの設計・開発・製造技術	センサー部分に電源が不要で測定時の磁場影響がない光ファイバーを活用したセンシングシステムを開発・製造。電気センサーでは測定が困難なシーンで活用されている。伝統産業である日本酒製造において、温度管理工程で本製品を活用することにより品質が向上。導入した酒蔵では全国新酒鑑評会において2年連続で金賞を受賞した。 また、「IoT暑さ指数計」を新たに開発。計測地点におけるWBGT（暑さ指数）に関して、インターネットを経由しリアルタイムでの情報確認を可能とすることで、作業現場等における熱中症の早期発見や予防に貢献する。
	株式会社渡辺製作所	
相模原市	姿勢改善スマートデバイス「BodyEye」	姿勢改善スマートデバイス「BodyEye」は、9軸センサーを内蔵した携帯型端末と、専用のandroidスマートフォンアプリを連動させて使用する製品として「明治大学理工学部電気電子生命科学科スマートメカトロニクス研究室（伊丹研究室）」、「滋賀県立大学人間看護学部人間看護学科」との共同研究により誕生した。深い前傾やひねり動作といった作業姿勢の乱れを検出した場合、アラームで通知される。 また、ビデオ録画が可能なトレーニングモードも実装しており、看護・介護関連の学校の実習授業でも活用できるなど、用途の拡大や他業種への活用も可能である。
	株式会社メディアロボテック	

福島県の復興を支援する共同メッセージ ～福島県の未来をともに創るために～

東日本大震災と原子力発電所事故から 14 年半が経過しました。震災以降、福島県は、幾多の困難を乗り越え、復興と創生に向けて着実に歩みを進めてきました。

九都県市は、これまで、首脳会議での復興を支援する共同宣言や国への要望の発出に加え、福島県の意向を踏まえながら、職員派遣や県産品・観光の P R 等、様々な形で支援を続けてきました。

しかしながら、今なお約 2 万 4 千人の方々が避難生活を続けておられるほか、一部の国・地域では福島県産食品の輸入規制が続くなど、依然として、避難地域の復興・再生や廃炉と汚染水・処理水対策、根強い風評や震災の記憶の風化といった福島県特有の課題が山積し、復興の道のりはいまだ途上です。

令和 8 年は、福島県政 150 周年を迎え、また、震災から 15 年、そして平成 28 年に福島県で九都県市首脳会議を開催してから 10 年という大きな節目でもあり、私たちにとっても深い意味を持つ年となります。

九都県市首脳会議は、福島県の復興・創生の実現に向けて、今後も連携して支援を続けていきます。

令和 7 年 10 月 31 日

九都県市首脳会議

座長 横 浜 市 長
埼 玉 県 知 事
千 葉 県 知 事
東 京 都 知 事
神 奈 川 県 知 事
川 崎 市 長
千 葉 市 長
さいたま市長
相 模 原 市 長

山 中 竹 春
大 野 元 裕
熊 谷 俊 人
小 池 百 合 子
黒 岩 祐 治
福 田 紀 彦
神 谷 俊 一
清 水 勇 人
本 村 賢 太 郎